

# 第 34 回総会議事録

(令和 5 年 4 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第34回総会 議事録	
日 時	令和5年4月26日(水) 午後2時00分～午後4時40分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について</p> <p>第2号議案 横浜市中央農業委員会事務局職員の任命について</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第8号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第10号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第11号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第12号議案 令和5年度生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について</p> <p>第13号議案 令和6年度施策・予算要望について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した3月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第9号 令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の結果について</p>
審議結果	<p>第1号議案 委嘱決定</p> <p>第2号議案 任命決定</p> <p>第3号議案 1番 許可</p>

	<p>2番 許可  第4号議案  1番 許可相当  2番 許可相当  3番 許可相当  第5号議案  1番 許可相当  2番 許可相当  3番 許可相当  4番 許可相当  第6号議案  1番 証明交付  2番 証明交付  第7号議案  1番 証明交付  2番 証明交付  3番 証明交付  第8号議案  1番 承認  第9号議案  1番 証明発行  第10号議案  1番 協力  2番 協力  第11号議案  1番 承認  第12号議案  1002番 該当認定  1003番 該当認定  1004番 該当認定  1005番 該当認定  第13号議案  決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)  事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。  横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>

議長	<p>それでは、ただ今から第34回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号12番 河原 俊一委員、13番 大塚 喜彦委員にお願いします。</p> <p>それでは第1号議案「横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について」事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について、次の者を横浜市中央農業委員会顧問に委嘱したい。</p> <p>1. 保土ヶ谷区長 神部浩、2. 緑区長 佐藤康博、3. 青葉区長 中島 隆雄、4. 都筑区長 佐々田賢一。</p> <p>理由。令和5年4月1日横浜市人事異動をもって、横浜市中央農業委員会の顧問に変更が生じたため、横浜市中央農業委員会組織規程第2条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第1号議案について委嘱決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第1号議案について委嘱を決定します。</p> <p>続いて第2号議案「横浜市中央農業委員会事務局職員の任命について」事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>横浜市中央農業委員会事務局職員の任免について。</p> <p>次の者を、横浜市中央農業委員会事務局職員から解任したい。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局事務長 関根伸昭。</p> <p>次の者を、横浜市中央農業委員会事務局職員に任命したい。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局事務長 綿貫理。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局 川口光。</p> <p>理由。令和5年4月1日、及び13日横浜市人事異動をもって、横浜市中央農業委員会事務局の兼任者に変更が生じたため、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び横浜市中央農業委員会組織規程第4条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第2号議案について解任及び任命を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案について解任及び任命を決定します。  (辞令交付)  それでは第3号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。  1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は港北区小机町で露地野菜栽培を行っている方です。  申請地につきましては譲受人所有農地と隣接しており、農業経営の拡大を希望する譲受人と譲渡人で話がまとまり所有権移転を希望されました。  譲受人世帯としての経営農地は45.5aあり、全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。  申請地では現在と同様に露地野菜栽培を予定しています。  通作距離についても自宅から徒歩3分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。  地区担当の大塚委員にも確認いただいております。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>1番について地区担当委員の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>事務局の説明にあった通り、問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  他の委員の意見が無いようですので、1番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可と決定します。  続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は港北区鳥山町と神奈川区菅田町で露地野菜栽培を行っている方です。  譲受人と譲渡人は従兄弟であり、耕作をしていない譲渡人と申請地近くで営農を行う譲受人で話がまとまり所有権移転を希望されました。  譲受人世帯としての経営農地は46.3aあり、全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。  申請地では現在と同様に露地野菜栽培を予定しています。  通作距離についても自宅から車で3分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。  周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>

	<p>地区担当の大塚委員にも確認いただいております。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>事務局の説明にあった通り、問題ないと思います。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、2番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め2番は許可と決定します。 続いて、第4号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は農地の維持管理が難しくなっており経営の縮小を考えていました。今回は借受法人から賃借の申し入れがあったため転用するものです。借受法人は相模原市に本社を置き、川向町にも事業所がある運送業者です。今まで羽沢町に借りていた駐車場の解約の申し出があったため新たな駐車場を探していました。 立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に川向町公園と川向しものや公園があります。 申請地の周囲は土留め鋼板を新設します。西側に入口スロープを設定し、スロープの両側はブロックと鋼板を設置します。入口に接するU字溝は通水用塩ビ管を通し、コンクリートで埋設することで水路の確保とトラックが通行できる強度を保持します。 所有農地に違反はありません。 現地は、地区担当の大塚委員に確認いただいております。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>1番について、大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>事務局の説明の通り、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可相当と決定します。      続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請による主な転用用途は、駐車場です。      申請者は相続により申請地を取得しましたが、会社員をしているため農地として利用できない状況でした。このたび、コインパーキングを運営する企業から、申請地を駐車場として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。      農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内に茅ヶ崎東なのはな公園と茅ヶ崎東小学校があります。申請人の所有農地には違反転用地はありません。      場内は碎石敷きとし雨水の自然浸透につとめ、出入口部分をアスファルト舗装とし碎石が道路に流出するのを防ぎます。      北側・東側の境界には、高さ30cmのデッキプレートを新設し、南側の境界は既存のコンクリートブロック3段により隣接地への雨水流出を防ぎます。      他法令の調整事項は特にありません。      申請地については、吉野推進委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>2番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野推進委員	<p>特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。      無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可相当と決定します。      続いて、3番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請による主な転用用途は、駐車場です。      申請者は高齢のため耕作が困難になっており、農地を管理することが困難な状況でした。このたび、横浜市内を中心に不動産業を運営する企業から、申請地を月極駐車場として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。      農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内に学校法人栗原学園やまた幼稚園と社会福祉法人都筑福祉会やまた保育園があります。申請人の所有農地には違反転用地はありません。      場内はアスファルト舗装とし、雨水は水勾配をつけて新設U字溝から公共下水管へ接続し、排出します。</p>

北側、西側法面の造成地は芝張り、それ以外は現況の土のままとし、自然浸透させます。

南側境界は新設コンクリート擁壁1.4mと、同じ高さの既存コンクリート擁壁を生かし、隣接地への土や雨水の流出を防ぎます。

北側の隣接地に申請者所有の地目が畑の土地がありますが、耕作に影響はありません。

雨水を公共下水管へ排出することについては、都筑土木事務所に承認済みです。

申請地については、地区担当の栗原智委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

3番について、栗原智委員の意見はいかがですか。

栗原智委員

特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第5号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について、事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、車両置場です。譲受人は都筑区で中古車の販売業や整備業を営んでいますが、近年の中古車需要の増加により保管車両台数を増やす必要があり土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。

農地区分は第2種農地、市街化区域500m以内、10ha未満です。本店と支店から車で15分圏内且つ車両の出し入れを安全に行える大通りに面した土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。

敷地内は全面砂利敷きとし、雨水の自然浸透につとめます。

西側の道路との境界にはコンクリートブロック3段を新設し土砂流出を防ぎます。南側の宅地との境界には隣接地権者がコンクリートブロックを積むこととなっています。東側の宅地との境界には既存のコンクリートブロックがあります。北側の雑種地は申請地より位置が高いため、被害防除の新設はされません。

関連非農地案件として「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」1番があります。この土地の立地基準は第3種農地です。10年間、宅地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。この土地を通行して大通りへ出入りする計画となっており、土地の通行承諾を土地地権者と取り交わされています。

申請地については、吉野推進委員にご確認いただいております。以上、御審議のほど



	<p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>1 番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野推進委員	<p>特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。</p>
議長	<p>1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし ます。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、この後の第 6 号議案 1 番の証明交付を条件に、1 番は許可相当とし 市に進達します。 続いて、2 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は土木工事請負業、建設機械等の賃貸業を営む法人です。 申請地周辺に大小100台近くの重機や資材を置くヤードがありますが手狭となってい ます。所有車両のうち、大型のバックホウ杭打機2台とそれぞれの積載車については、 既存ヤードに入らず購入元や運送業者で保管してもらっています。これらを引取るに あたり現在の事業地を拡張する必要があるため転用するものです。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域500m以内で農地の集団が10ha未満です。既 存ヤードに接し面積等の条件が合う土地は申請地しかありませんでした。 被害防除について、敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び透水管から排水し ます。北側に農地がありますが申請地の方が低いため、農地への被害はありません。 農地界にフェンスを新設します。 他法令との調整について、透水管からの雨水を公共下水管へ排出することについ て、保土ヶ谷土木事務所と調整済です。 申請者に所有農地の違反はありません。 申請地は地区担当の内田推進委員に確認いただいております。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われるので、許可相当として進達します。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>2 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。</p>
内田推進委員	<p>先日現地を確認しました。特に問題ないと考えます。</p>
議長	<p>2 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いしま す。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	<p>本申請による転用用途は、運動場敷地拡張です。譲受人は都筑区牛久保町で幼稚園を営んでいますが、幼稚園の運動場が狭くいびつな形状のため用途が限られており、拡張できる土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。</p> <p>農地区分は第2種農地、市街化区域 500m 以内、10ha 未満です。運動場に接している土地は急こう配の山林に囲まれており、比較的平坦で宅地造成工事規制に抵触しない場所は申請地以外になく、転用を申請します。</p> <p>敷地内は平坦な運動場部分は砂利敷きとし、雑木林部分は現況の土のまま、雨水を自然浸透させます。南側隣地境界および西側道路との境界には新設コンクリートブロックを4段から6段、および高さ2mから3mの新設ネットフェンスにより土砂流出を防ぎます。</p> <p>所有農地に違反はありません。隣接地に農地はありません。</p> <p>他法令との調整もありません。</p> <p>申請地については、地区担当の栗原智委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	3番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	先日現地を確認しました。特に問題ないと考えます。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	<p>本申請による転用用途は、駐車場です。譲受人は都筑区で造園業や土木建設工事業を営んでいますが、近年の業績向上に伴い、新たに大型車両を7台導入することが決まり、全台数を一か所に停められる土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。</p> <p>農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内に山本記念病院と高田第三公園があります。申請人の所有農地には違反転用地はありません。</p>

敷地内は出入口を浸透性アスファルト舗装、その他を砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側は既存の3段積みコンクリートブロックを利用し、土砂流出を防止します。西側、南側の隣地境界は、特に被害防除措置をとりませんが、隣地地権者から同意を得ています。隣接地に農地はありません。

所有農地に違反はありません。

申請地については、地区担当の栗原智委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長	4番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	先日現地を確認しました。特に問題ないと考えます。
議長	4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第6号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。 1番から2番について、事務局から説明してください。
事務局	1番について、立地基準は第3種農地です。10年間、宅地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 2番について、立地基準は第2種農地です。10年間、山林となっていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。
議長	1番から2番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番から2番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、1番から2番までにつきまして証明交付とします。 第5号議案1番も許可相当として進達します。 続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。 1番について、事務局から説明してください。
事務局	被相続人がお亡くなりになり、妹である相続人が当該地を相続されることとなり、ご申請されたものです。

	<p>申請地は、すべて農用地です。</p> <p>地区担当の小原委員と事務局と相続人で4月12日に現地立会いを行いました。写真をご覧ください。露地野菜の畑と果樹の畑です。</p> <p>現地調査の結果、申請地は露地野菜畑及び果樹畑として良好に耕作されていることを確認しています。なお、農業用倉庫が1か所あり、適用面積から除いています。</p> <p>以上、適格者証明書の交付につきまして妥当であると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	1番について、地区担当小原推進委員の意見はありますか。
小原推進委員	12日に現地で申請者と話をしました。申請者は親族の方と一緒に一生懸命農業をやっている方です。問題ないと思います。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等ありますか。 無いようですので、1番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、1番は証明交付とします。 続いて、2番について事務局から説明してください。
事務局	<p>被相続人がお亡くなりになり、長男である相続人が当該地を相続されることとなり、ご申請されたものです。</p> <p>申請地は、すべて生産緑地です。</p> <p>地区担当の大立委員と事務局と相続人で4月12日に現地立会いを行いました。写真をご覧ください。露地野菜の畑です。</p> <p>現地調査の結果、申請地は露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しています。なお、農業用倉庫が1か所あり、適用面積から除いています。</p> <p>以上、適格者証明書の交付につきまして妥当であると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	2番について、地区担当大立委員の意見はありますか。
大立委員	現地を確認しました。農地としてよく利用されていることを確認しました。問題ないと思います。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等ありますか。 無いようですので、2番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、2番は証明交付とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	被相続人がお亡くなりになり、長男である相続人が当該地を相続されることとなり、ご申請されたものです。 申請地は、すべて生産緑地です。一部に登記地目が雑種地の場所がありますが、農地の法面として利用されており、生産緑地にも含まれているため、申請地に該当します。 地区担当の大立委員と事務局と相続人で4月12日に現地立会いを行いました。 写真をご覧ください。露地野菜の畑です。 現地調査の結果、申請地は露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しています。なお、農業用倉庫が2か所、電柱が3本あり、適用面積から除いています。 以上、適格者証明書の交付につきまして妥当であると考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	3番について、地区担当大立委員の意見はありますか。
大立委員	良好という言葉に語弊はありますが、証明発行をするに十分な耕作をされている方だと思います。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
関戸委員	相続税納税猶予を受けた土地の中で、除外物として申請した農業用倉庫などを取り壊した場合、除外面積に影響はあるのか。また、新たに農業用倉庫などを建てた場合は、遡って相続税を面積分徴収されてしまうのか。
事務局	相続税納税猶予は申請時に面積が確定するため、後から農地に変更を加えても、次の相続まで除外面積に影響はありません。 除外物として申請した倉庫を取り壊しても、納税猶予の除外面積は変動しないため、既に支払った相続税の還付を受けることはできません。逆に新たに農業用倉庫を建てたとしても、追加で相続税を徴収されることはありません。 ただし農業用倉庫を新たに建てた場合は、次の相続が発生した際には、相続税納税猶予の除外対象となります。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、3番は証明交付とします。 続いて、第8号議案「農地造成工事の承認について」1番について、事務局から説明してください。
事務局	今回の申請地は現況は田ですが、今後露地野菜栽培へ移行したいとのことで、1,500㎡の土を搬入して、畑として整えることが目的です。申請地は西側に水路、南側は道路に接した土地です。隣接地権者、地域の水利組合から同意を得られております。 搬入土は神奈川県川崎市宮前区から申請地西側の公道を通り搬入します。北側及び東側並びに馬入れ部分を除いた西側の境界手前に鋼板を設置します。南側境界付近は道路の路面高に擦り付けるよう盛土したうえで、表層を芝草仕上げとすることを緑土木事務所と協議されています。また、筆の中に畑地灌漑の立ち上がり水栓がありますが、今回の農地造成では手を加えません。 現地につきましては、3月14日に地区担当の齊藤春美委員にも現地立会いをしていただき、露地野菜栽培に適した土を入れる計画であることをご確認いただいております。 以上、計画は妥当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	1番について、地区担当の齊藤春美推進委員の意見はいかがですか。
齊藤春美推進委員	先日現地を確認しました。事務局の説明通り問題ないと思います。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は承認と決定します。 続いて、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。1番について、事務局から説明してください。
事務局	令和4年10月22日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	1番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	主たる従事者はよく知っている方です。証明発行に問題はないと思います。

議長	<p>1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、1 番は証明発行と決定します。</p> <p>続いて、第 10 号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。1 番から 2 番までについて事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1 番から 2 番は主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、5 月 8 日（月）を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>1 番から 2 番までについて、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第 11 号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は市街化区域の一角で、周りは宅地と道路に囲まれています。道路を挟んだ場所にも申請者が運営する 15 区画の農園があり、満員で問題なく運営されています。周りに土が流れないように土留めも設置する予定ですので被害防除は問題ないと考えています。</p> <p>続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は 1 区画 30 m<sup>2</sup>で、3 区画を開設する計画です。</p> <p>次に開設内容の説明をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農園の名称：グリーンヒル F</li> <li>・貸付期間：3 年間</li> <li>・貸付けにかかる賃料：年間 35000 円／区画</li> <li>・募集方法：現地に募集看板を設置</li> <li>・申し込み方法：電話</li> <li>・選考方法：先着順</li> <li>・管理者：開設者本人</li> <li>・開園予定：令和 5 年 4 月 29 日</li> </ul> <p>利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。</p> <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和 5 年 4 月 5 日に結んでおります。</p> <p>現地は地区担当の永島委員に確認いただいております。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 3 項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	<p>1 番について、地区担当の永島推進委員の意見はいかがですか。</p>

永島推進委員	事務局の説明通り問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11 番は承認と決定します。 続いて、第 12 号議案「令和 5 年度 生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について」審議します。1002 番について事務局から説明してください。
事務局	1002 番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（00078 の拡大）です。現地は露地野菜畑として利用されています。
議長	1002 番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	事務局と現地立会を行った際に、良好に耕作されていたことを確認しています。指定に問題はありません。
議長	1002 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1002 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1002 番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1003 番について事務局から説明してください。
事務局	1003 番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。
議長	1003 番について、地区担当の荻野推進委員の意見はいかがですか。
荻野推進委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長	1003 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1003 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)



議長	<p>挙手多数と認め、1003 番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1004 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1004 番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。</p>
議長	<p>1004 番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。</p>
齊藤春美推進委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題ありません。</p>
議長	<p>1004 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1004 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1004 番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1001 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1001 番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。</p>
議長	<p>1001 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。</p>
大矢推進委員	<p>事務局の説明の通りです。問題ありません。</p>
議長	<p>1001 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1001 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1001 番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、第 13 号議案「令和 6 年度施策・予算要望について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>まず審議にあたりまして、令和 6 年度施策・予算要望の取りまとめ方法についてご説明いたします。</p> <p>今回の改正要望について、令和 6 年度施策・予算要望として、委員の皆さまからご</p>

提出いただいた事項を集約し、議案書として掲載しております。

本日、決定された要望事項は、本総会での議決を経て、4月末に農業委員会連合会と神奈川県農業会議に報告します。

それでは、提案いただいている要望について1項目ずつ読み上げます。

継続案件です。

「基本農政の確立・推進について」、農振農用地に開設する農園の駐車場設置についての要望です。引き続き継続して要望を上げたいと考えています。ご審議のほどよろしく申し上げます

議長

それでは農園の駐車場設置についてご意見ご質問はありますか。

ないようですので、この要望を継続してあげることに賛成の方は、挙手をお願いします。

事務局

(挙手)

議長

賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。

次の説明をお願いします。

事務局

新規案件です。

要望としては農振農用地内に開設する、特定農地貸付法による農園利用者のための公衆トイレを設置できるようにすることです。要望の補足および理由としては、認定市民農園の増加に伴い、今後農用地内に簡易トイレが乱立することが予想されます。早急に対策をとらないと、衛生上の問題が発生するおそれがあり、これらの問題を未然に防ぐため、荒廃農地に農業者向けの公衆トイレの設置を要望します。設置は横浜市、財源は横浜みどり税、維持管理は地域の農業者と農園開設者が資金を出し合って行うことを想定しています。また、ほとんどの農用地は横浜市との協定で災害発生時には仮設住宅を建てることになっており、この場合も発災直後はトイレが必要となるためです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは農用地に公衆トイレを設置することについてご意見ご質問はありますか。

小山推進委員

誰でも使える公衆トイレの場合、人通りの少ない農用地だと犯罪の温床になるおそれがあります。

森田推進委員

トイレの問題は確かに認識していますが、トラックの運転手など地区外の人が勝手に使うことも考えられ、管理上の問題もあります。

坂田委員

懸念事項はありますが、市や県が要望に対してどのような反応をするかを確認してみるのはどうでしょうか。

栗原茂委員	確かに目的から考えて、公衆トイレという名称は変えた方がいいと思います。
事務局	皆様の意見を踏まえ、公衆トイレという名称は別の言葉に変えて、新規に要望を上げてまいります。
議長	それでは他にご意見ご質問はありますか。 ないようですので、この要望を新規で上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、本件については新規に要望を出すということで決定します。 次の説明をお願いします。
事務局	新規案件です。 要望としては、相続により取得した農地については相続人に農業継続の意思があるかを確認の上、もし継続意思がないとの回答があった際には、その農地を認定農業者に貸し出すあっせんをすることを制度化する仕組みを作ってほしいです。理由は、相続により取得した農地は様々な事情から耕作放棄地となっているケースが後を絶たなく、これらの農地を保全、有効活用させるためにも、相続人の意向確認をした上での担い手へ農地を集約する制度作りが必要であると考えたためです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは要望についてご意見ご質問はありますか。
小池委員	荒廃農地を防ぐことが目的のため、貸し出す対象は認定農業者のみに限定する必要はないと思います。
事務局	意見をふまえて、趣旨は変えずに文章を整理して、要望として上げます。
議長	それでは他にご意見ご質問はありますか。 ないようですので、この要望を新規で上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、本件については新規に要望を出すということで決定します。 次の説明をお願いします。
事務局	新規案件です。

「農地の保全と有効利用対策について」、生産緑地についてです。

要望としては、生産緑地指定していない、市街化区域内の農地の固定資産税の優遇措置を引き上げてほしい。理由としてはいろいろな事情により、全ての市街化区域内農地を生産緑地に指定することができない農家もいるが、その場合固定資産税が高すぎるので抑えたいというものです。

この要望は先月の税制改正要望でも上げましたが、施策予算要望としても上がっています。

要望の補足としては、都市農業の規模縮小に歯止めをかけるため、生産緑地制度の指定条件を従来よりも緩和してほしい。また、指定および解除の手続きが煩雑であるため、簡略化してほしい。理由の補足としては、市街化区域内の農地は相続の度に切り売りせざるを得ない状況にあり、現在の指定条件に満たない農地が今後発生していくおそれがある。都市農業の規模縮小に歯止めをかけるため、生産緑地制度の間口を広げ、貴重な農地を守りたいからです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは要望についてご意見ご質問はありますか。

小山推進委員

生産緑地に指定するには、現在横浜市では300㎡以上の面積が条件です。面積を下回るものの良好に耕作されている農地もあるため、面積の要件を引き下げてもらいたいです。また、固定資産税の支払いで儲けがほとんど出ないにもかかわらず、一生懸命耕作されている方はたくさんいます。この様な方のためにも、生産緑地制度の指定条件の緩和と手続きの簡略化を要望します。

野路職代

生産緑地は防災緑地としての側面もあります。

災害時に避難場所として提供する必要があるため、面積の要件をさらに下げるとは難しいのではないのでしょうか。

小池委員

制度を緩和するだけでなく、引き続きある程度農地に縛りを設けないと、要望として受理されにくいのではないのでしょうか。

小山推進委員

確かにその通りだと思います。

生産緑地並みの優遇は受けられなくても、一定期間耕作を続けるなど、ある程度条件をつけた上で要望に出した方が反映されやすくなると思います。

事務局

それでは意見を踏まえ、制約を付け加えた上で要望として上げます。

議長

それでは他にご意見ご質問はありますか。

ないようですので、この要望を新規で上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	賛成多数と認め、本件については新規に要望を出すということで決定します。 次の説明をお願いします。
委員会	継続案件です。台風や大雨による中小河川の洪水を防ぐため、川底や河道、法面に発生した樹木の伐採を進めることについての要望です。市の管轄外の河川については県や国に要望します。引き続き継続して要望を上げたいと考えています。ご審議のほどよろしくをお願いします
議長	それでは河川の樹木伐採についてご意見ご質問はありますか。
大澤委員	大雨等の災害を考えると、鶴見川の天神橋などに氾濫の危険があります。 河川の橋に流された樹木が引っかかると、ダム状に川がせき止められて、氾濫するおそれがあります。それ以外にも恩田川や早淵川なども同様の問題を抱えています。災害が発生してからでは遅いので、自然発生した樹木については伐採を進めることを要望します。
齊藤春美推進委員	以前横浜市に梅田川について強く要望したら、改修工事をしてもらえました。県と市では対応に差を感じるため、工夫して要望を出してはいかがでしょうか。
野路職代	私も以前、恩田川の上流をきれいにしよう要望したら、すぐに着手してもらえました。要望を出すこと自体がとても重要だと思います。予算が付けば、強く要望し続けることが必要だと思います。
議長	それでは要望について他にご意見ご質問はありますか。 ないようですので、この要望を引き続き継続して上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、本件については継続して要望を出すということで決定します。 次の説明をお願いします。
事務局	新規案件です。 「担い手・経営対策について」です。要望は、近年の集中豪雨による農地からの土砂流出対策は、土地改良事業区では補助制度があるが、一般農地で対策が必要なときにも一部補助する制度を創設すること。理由は、異常気象による集中豪雨での土砂流出対策は急務であるが、その設置費用は高額となり農家にとって負担が大きいため。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長	<p>それでは要望についてご意見ご質問はありますか。</p> <p>ないようですので、この要望を新規で上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、本件については新規で要望を出すということで決定します。</p> <p>次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>新規案件です。</p> <p>要望としては、農地の借り手支援策として、利用権設定手続きによる借り手に対し、奨励金を新設すること。対象農地は農用地、甲種、第一種農地を想定。補足をすると、かつてあった長期貸付制度を復活させる、もしくは遊休農地の復元など、条件の悪い場所を開拓して利用する場合に奨励金を出す新たな制度を新設する。理由は、農地所有者の高齢化、後継者難により貸し手希望が増えるなか、借り手は微増にとどまっている。遊休化を防ぐうえで、借り手の支援が必要であるため。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは要望についてご意見ご質問はありますか。</p> <p>ないようですので、この要望を新規で上げることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>それではこの要望もあげていきます。</p> <p>以上で第13号議案について決定します。</p> <p>以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第9号について、野路職代をお願いします。</p>
野路職代	報告事項第1号から第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第9号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第1号から第9号までを了承とします。</p> <p>これをもちまして、第34回総会を終了します。</p> <p>(午後4時40分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和5年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年4月26日開催 第34回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		欠席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	議事録署名人
13	大塚喜彦		出席	議事録署名人
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		欠席	
10	内田□一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし